

令和6年余市町議会第3回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午前11時19分

○招 集 年 月 日

令和6年9月10日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和6年9月12日（木曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 12番 藤野博三
余市町議会副議長 3番 岸本好且
余市町議会議員 1番 山本正行
" 2番 尾森加奈恵
" 4番 佐藤剛司
" 5番 内海富美子
" 6番 庄巖龍
" 7番 中井寿夫
" 8番 川内谷幸恵
" 9番 土屋美奈子
" 10番 伊藤正明
" 11番 茅根英昭
" 13番 ジャストミートあたる
" 14番 大物翔
" 15番 白川栄美子
" 16番 寺田進

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 渡 邊 郁 尚
総 務 部 長 高 橋 伸 明
総 務 課 長 越 智 英 章
財 政 課 長 高 田 幸 樹
税 務 課 長 成 田 文 明
民 生 部 長 篠 原 道 憲
福 祉 課 長 大 平 直 規
子育て・健康推進課長 新 木 徹 也
保 険 課 長 小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長 大 森 直 也
政 策 推 進 課 長 橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長 北 島 貴 光
商 工 観 光 課 長 原 田 孝 嗣
建 設 水 道 部 長 奈 良 論
建 設 課 長 井 上 健 男
まちづくり計画課長 二 木 二 郎
水道課長（併）下水道課長 紺 谷 友 之
会計管理者（併）会計課長 濱 川 龍 一
農業委員会事務局長 樋 口 正 人
教育委員会教育長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長 本 間 憲 明
社 会 教 育 課 長 中 島 豊
選挙管理委員会事務局長
（併）監査委員事務局長 石 川 智 子

○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 中 山 達 郎
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 議案第 6 号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 2 議案第 7 号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第 8 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 4 議案第 9 号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第 10 号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第 11 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 認定第 1 号 令和 5 年度余市町水道事業会計決算認定について
- 第 8 決議案第 1 号 ジャストミートあたる議員に対する問責決議
- 第 9 意見案第 1 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書
- 第 10 意見案第 2 号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）に対する支援強化を求める要望意見書
- 第 11 意見案第 3 号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める要望意見書
- 第 12 意見案第 4 号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める要望意見書

第 13 議員の派遣について

第 14 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前 10 時 00 分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和 6 年余市町議会第 3 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 16 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、阿部総合政策部長は病気療養のため本日欠席の旨届出がありましたので、これを許可したことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

議事の取扱い上、議会運営委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 01 分

再開 午前 10 時 08 分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 先ほど本会議休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、その結果につきまして委員長からの報告を求めます。

○6 番（庄 巖龍君） 昨日の本会議終了後、さらに先ほどの休憩中に委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告を申し上げます。

委員 7 名の出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、議案 3 件、決議案 1 件、意見案 4 件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略をさせていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第4、議案第9号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第10号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、議案第11号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、決議案第1号 ジャストミートあたる議員に対する問責決議につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書ないし日程第12、意見案第4号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める要望意見書までの意見案4件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第3号につきまして、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第13、議員の派遣についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、議案3件、決議案1件、意見案4

件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案3件、決議案1件、意見案4件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（藤野博三君） 日程第1、議案第6号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（大平直規君） ただいま上程されました議案第6号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年10月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、児童手当の特例給付が廃止となることから、余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表2の3の項中に特例給付が定められていることから、改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 余市町行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年余市町条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中「又は特例給付」を削る。

附則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

以上、議案第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第2、議案第7号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま上程されました議案第7号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、国民健康保険被保険者証の取扱いに関し一部改正の必要が生じたため、本案を提出するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例

を次のとおり制定する。

令和6年9月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険条例（昭和35年余市町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合」を「、又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○2番（尾森加奈恵君） 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について2点お伺いします。

こちら国民健康保険証が廃止されるために改正

するという事なのですが、まず1点目ですが、現在の本町のマイナ保険証の登録数をお伺いします。

2点目ですが、この保険証廃止について周知をどのように行うのかお伺いします。

○保険課長（小黒雅文君） 2番、尾森議員のご質問に答弁申し上げます。

マイナ保険証の登録でございますけれども、令和6年5月現在で登録数は2,148人となっております。これは、国民健康保険での登録数になります。

周知の方法でございますけれども、こちらにつきましては7月に保険証を配付する際にリーフレットですとか、それに伴う封筒の表面にマイナ保険証の周知をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま答弁いただきましたが、マイナ保険証の登録数は2,148人ということなのですが、健康保険を使っている方の中ではちょっと割合が低いのかな、半分程度なのかなと思います。保険証が廃止されるに当たって資格確認書を発行すると思うのですが、マイナ保険証を登録していない方に資格確認書が送られると思いますが、資格確認書を発行する行政コストというのが1枚500円程度かかるとも言われています。12月までにマイナ保険証の登録数を増やすことで資格確認書の発行を削減することができて、コストも削減できるのではと思うのですが、何か対策などされているのかお伺いします。

○保険課長（小黒雅文君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

マイナ保険証の資格確認書の発行に伴う対応でございますけれども、本年度につきましては7月の段階で来年の7月までの保険証を被保険者の方にお送りしておりますので、実質資格確認書の発行ということにつきましては本年の12月2日以降に新しく国民健康保険に加入される方に対して対応

することになります。それでまた、コストの話も出ておりましたけれども、マイナ保険証につきましては一応本人の希望がある方について取扱いをするということで、強制でないということで現在進めておりますので、その辺マイナ保険証のほうはメリット、そういったものも国のほうでも周知して進めているところがございますけれども、現在のところ本町といたしましては資格確認書を減らすだとか、そういったことでの対応は特に考えておりませんので、ご理解いただきたいと思いません。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま答弁の中で強制ではないということで、これは私も賛同してまして、強制ではなく、しっかり選べる環境というのが大切なかなと思うのです。周知についての答弁で封筒にマイナ保険証になりますよというような周知をされたというようなことで答弁いただいたのですが、今保険証が廃止されることで何がどのように変わるのか分からないから、取りあえずそのままにしているという方って多いのかなと思うのです。今後なのですけれども、しばらく7月までの間は問題ないのかもしれないのですが、今後のことなのです。マイナ保険証をつくらないことで、限度額適用認定証なども今後廃止が予定されていると思うのですが、高額療養費制度を使う場合にマイナ保険証を持っている人とマイナ保険証を持たずに資格確認書を持つ人で窓口での手続方法などが変わると思うのですが、そういうものをまだ知らない方は多いと思うのです。なので、マイナ保険証と資格確認書両方のメリット、デメリットというのをしっかり把握した上で町民が自分に合ったものをちゃんと選択できるという環境づくりが必要なかなと思います。また、メリット、デメリットを知った上で自分はマイナ保険証をつくりたいという方も出てくるかもしれないのですが、そうなった場合にマイナ保険証をつくりたいけれども、身体的な

理由などで手続が困難な町民がいて、そういう場合は何か手続が困難な町民へのサポートなどがあるのか、何か手助けがあるのかお伺いします。

○保険課長（小黑雅文君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

マイナ保険証として使う場合の手続といたしましては、まず1点目、マイナンバーカードを作ってくださいという手続がございます。それで、作ったマイナンバーカードを保険証に使うか使わないかというところでまたもう一つ手続があります。それで、マイナンバーカードを作る場合につきましては、担当部署のほうでちょっと手続に来られないとか、そういった場合につきましては役場のほうからお伺いしたりして、そういったサポート、そういったことをやっているというふうに伺っております。そういった部分で役場のほうに相談していただくことによってできる手続というものの、対応できる限りの対応させていただけるということになっております。また、今後そういった選択ができるということでございますので、必要な周知というものもホームページのほうでは現在掲載させていただいているところでありますけれども、もっと分かりやすくそういった部分周知に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思いません。

○8番（川内谷幸恵君） 保険証の廃止後の対応について1点お伺いします。

今現在免許証やマイナンバーカードで身分証明書として活用している方もいるかと思えます。今後従来の保険証に代わるものとして資格確認書を交付する予定とありますが、この資格確認書が身分証明書として活用できるのかをお伺いします。

○保険課長（小黑雅文君） 8番、川内谷議員のご質問に答弁申し上げます。

私どものほうでは健康保険証の廃止に伴い資格確認書を発行するという事は、こちらのほう手続等させていただきますけれども、これが身分証

として使えるかどうかという部分につきましてはほかの部署でそれぞれ対応をされるように考えていかなければならない部分であるというふうに認識しておりますので、私どものほうではこちら身分証に使えるかどうかという部分まではちょっと現在把握してございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○8番（川内谷幸恵君） 分かりました。高齢者の場合ですと、きつと身分証明書がなくなるというので不安を抱える方もたくさんいらっしゃると思うので、ほかの部署との協議も進めていただき、身分証明書がない方の対応に努めていただきたいと思います。

○9番（土屋美奈子君） ちょっと今のことに絡むのですけれども、これマイナンバーカードと健康保険証が一体になっていく最初の手続の議案だと思ひのです。今テレビの報道なんかでは12月2日から新たな保険証の発行はしませんよということは大體テレビでみんな分かっているのだけれども、何が変わるのかといたら、これまでいろいろな議論を経て、変更にあたっては国民の不安もあるから、あんまり大きな変更はないのです。資格証明書が発行されて、国民健康保険とほぼ同じように使っていけるのだろうけれども、社会の中で、社会の生活や活動の中で免許証を持っていない人や身分証として保険証というものが大きな役割を果たしてきたというのはこれいろいろな場面であつたというふうに思ひているのです。これが今度マイナカードと一体化されることによって通用しなくなるのではないかというふうに言われている。これが結構困る人が出てくるのではないかなというのが新聞記事やいろいろなもので言われているので、これが一番最初の皮切りなのであるけれども、これから手続を進めていくときにそういった高齢者の免許証もない、ほかの身分証がないという人たちがどうしたらいいのだろうという相談にも乗るように例えばこれからどうした

らいいのか、何を代わりに使ったらいいのか、そういったところに頭を置いていただきたいということも、そういう人たちがいるのだよということも、これは既にニュースにもなっているし、いろいろなもので出てくるので、そういったところに気を遣っていただきたいと思うのですけれども、見解をお願いいたしたいと思ひます。

○保険課長（小黒雅文君） 9番、土屋議員からのご質問に答弁申し上げます。

保険証が廃止されることによって身分証、そういった部分のご心配をされている方がいらっしゃるということですので、そちらにつきましてはこちらのほう情報収集に努めて、問合せ等あつたときに適切に対応できるように努めてまいりたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○14番（大物 翔君） まず、私よくいろいろな場面で保険会計の話をするときに申し上げているとは思ひのですけれども、それが65歳になつたらなのか、あるいは70歳になつてからになるのかは分からないけれども、大體の人は一度国保を経由すると私は考えています。そして、そのまま生きていらっしゃれば、75歳になつたときには後期高齢のほうに移っていくと。いきなり社会保険から後期高齢にというケースというのはまだまだ多くないのかなと思ひています。これは保険課だけでは答弁できないのは分かつていて、民生部全体に対しても聞くことなのですけれども、今申し上げた前提で考えれば、先ほど今年の5月時点での国保に加入されている方の登録者割合というのはお話ししていただひ思うのです。ただ、さっき言つたいつかはみんな大體国保を経由するのだという前提に立つならば、余市町全体のマイナンバーカードの所持率が今どうなつているのかということも押さえていかないとけないのではないかなと。まず、それを聞きたいと。

そして、もう一つ大事な点としては、12月2日をもって新規の健康保険証の、紙の保険証の発行

は終わる。1日で最後。今ある、今発給されている保険証、12月1日までに何らかの事情で余市の国保に加入された方というのは紙の保険証を発行すると。有効期限は、来年の7月いっぱいである。12月2日以降に転職だったり、引っ越しだったり、いろいろな事情で国保に加入しなければいけない人は資格確認書を発行するかマイナ保険証という選択をするということになるわけなのですが、ではこの資格確認書というのは一回発行したら最長何年まで有効というふうになっているのか。国の制度では、最長5年程度はという話になっていたと思うのです。ただ、現実的に考えたら多分1年単位で切っていくことになるのかなと思っているのです。その辺の手続はどういうふうに考えていらっしゃるのか、またその周知はどういうふうにしていこうとするのかと。結構マイナ保険証一つ取ったって確認方法が6通り、8通りあるって言われていて、かなり煩雑になるものですから、自分がどのケースに該当していくのだというのまで含めてちゃんとお知らせしていかないと、多分入り口で混乱するのではないかなというのを私大いに懸念しているのです。その体制というのは一体どういうふうに、先ほどホームページという話もあったけれども、考えていらっしゃるのだろうかというのが2つ目。

そして、3つ目としましては、人によってはプラスチックか紙の診察券とマイナ保険証、もしくは紙の資格確認書を使って医療機関で受診となるわけですが、ただ例えば18歳未満のお子さんがある家庭ですと、紙の乳幼児の受給者証というのを今余市町独自で発行して、やっているのです。12月2日の段階では、こちらはいまだに紙のままなのです。そして、それ以外にも都道府県などが主として担当している重度心身障害者の受給者証、こういうものも12月2日の段階ではデジタル化しないのです、国の資料によると。では、12月2日ないし来年の8月1日を迎えたときにあれというふ

うになると思うのです。片方はデジタル化している、片方は紙のまま、もしくはプラスチック、紙、紙ってなると、いつの時点でそういうふうな変更が行われるのだという先まで含めた提示というのをしていかないと、多分いろいろな場所でこんがらかって、問合せが来てしまったりというトラブルが起きかねないと思うのです。だから、全体捉まえた上でこれってどうやって防いでいくのだという視点で対応していかないといかぬのではないかなと思うのですが、どうでしょう。

○福祉課長（大平直規君） 14番、大物議員のご質問に対して、マイナンバーカードの交付、保有率につきまして私のほうからご答弁申し上げます。

余市町の8月末現在の人口に対する保有枚数率でございますが、69.1%となっております。

○保険課長（小黑雅文君） 14番、大物議員からの2点目のご質問に答弁申し上げます。

資格確認書の発行に係る期間の関係でございますけれども、今のところ1年更新、12月から来年の7月まで、その後も1年更新で今のところ予定しております。

それで、今マイナ保険証と資格確認書の部分、混乱があるのではないかというような趣旨のご質問だったと思いますけれども、こちらにつきましては誤解がないように今後周知の方法ですとか内容につきまして検討もしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

あと、3点目の紙の現在の受給者証との関係でございますけれども、こちらにつきましてもマイナ保険証のほうで一体でひもづけするとかしないとか、そういう状況につきましてはまだ確定した部分ございませんので、これからどういうふうになるという部分、いつそういった部分が可能になるかならないのかという部分、見通しがまだ立っておりませんので、適宜その時点で、情報が分か

った時点で町民の皆さんのほうには周知していき
たいというふうに考えておりますので、ご理解い
ただきたいと思えます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議
規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省
略いたしたいと思えます。これにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を
省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 余市町国民健康保険条例
の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決さ
れました。

○議長（藤野博三君） 日程第3、議案第8号 北
海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黒雅文君） ただいま上程されま
した議案第8号 北海道後期高齢者医療広域連合
規約の変更についてにつきまして、その提案理由
をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます規約の変更につき
ましては、行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律等の一部を改

正する法律（令和5年法律第48号）によるマイナ
ンバーカードと被保険者証一体化に伴い北海道後
期高齢者医療広域連合規約を変更する必要が生じ
たため、本案を提出するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 北海道後期高齢者医療広域連合規
約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3
第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域
連合規約を別紙のとおり変更する。

令和6年9月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。北海道後期高齢
者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成19年
3月1日市町村第1969号指令）の一部を次のよう
に改正する。

第4条を次のように改める。

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律
（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」
という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に
基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされ
た後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務
を処理する。

第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改め
る。

別表第1（第4条関係）を削り、別表第2（第
19条関係）を別表とする。

附則

1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第
67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事
の許可の日から施行する。

以上、議案第8号につきまして提案理由をご説
明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご
決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして規約の新旧対照
表を添付してございますので、ご高覧賜りますよ
うお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第4、議案第9号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第9号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げました工事請負契約の締結につきましては、令和6年度公共下水道余市下水処理場汚泥処理設備更新工事であります。工事の内容といたしましては、余市下水処理場内の汚泥脱水装置設備及び調質設備を更新するものであります。これらの設備は平成2年度に設置、平成15年度に一部増設を行っており、更新時期を迎

えることから、このたび更新工事を実施し、汚泥処理機能の維持、向上を図るものであります。このたび公募型指名競争入札に付しましたところ、落札により相手方が決定し、去る9月5日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めべくご提案申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求め。

令和6年9月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、令和6年度公共下水道余市下水処理場汚泥処理設備更新工事。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金5億435万円也。

4、工期、自令和6年9月19日、至令和8年3月31日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、株式会社クボタ北海道支社、札幌市中央区北3条西3丁目1番地54、支社長、西村孝行。

以上、議案第9号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号につきましては委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第5、議案第10号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長(紺谷友之君) ただいま上程されました議案第10号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げました工事請負契約の締結については、令和6年度公共下水道余市下水処理場電気計装設備更新工事であります。工事の内容といたしましては、議案第9号でご提案申し上げました余市下水処理場汚泥処理設備更新工事に伴い汚泥処理に係る監視制御設備、負荷設備及び計測設備について更新を行うものであります。これらの設備は平成元年度及び平成15年度に整備を行っており、更新時期を迎えることから、このたび更新工事を実施し、汚泥処理機能の維持、向上を図るものであります。このたび公募型指名競争入札に付しましたところ、落札により相手方が

決定し、去る9月5日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるべくご提案申し上げる次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年余市町条例第15号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、令和6年度公共下水道余市下水処理場電気計装設備更新工事。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金1億8,150万円也。

4、工期、自令和6年9月19日、至令和8年3月31日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、三菱プラント・大江特定共同企業体、代表者、札幌市中央区北2条東12丁目98番地42、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社東日本本部北海道支社支社長、中野聡。

以上、議案第10号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省

略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第6、議案第11号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま上程になりました議案第11号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

現在任命されております農業委員に欠員が生じたことから、欠員補充として令和8年7月19日までの残任期間における余市町農業委員会の委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条1項の規定に基づき今般ご提案申し上げる次第であります。

選定に当たりましては、このたび欠員補充の応募のあった方々につきまして余市町農業委員会の委員定数条例に基づき委員候補者を余市町農業委員会の委員候補者選定委員会において選定を賜り、人選を行い、農業委員会の委員として最も適任であると判断いたしましたので、ここにご提案

申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第11号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年9月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町梅川町423番地1。氏名、池田裕之。生年月日、昭和31年10月1日生まれ。

以上、上程されました議案第11号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 余市町農業委員会の委員

の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第7、認定第1号 令和5年度余市町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、さきに議会運営委員会の委員長から報告のとおり、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員14名をもって構成する令和5年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案については議長並びに議会選出の監査委員を除く議員14名をもって構成する令和5年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることに決しました。

なお、ただいま設置されました特別委員会に対しましては、審査、調査の円滑化を図るため、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま設置されました特別委員会に対し、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することに決しました。

なお、本会議終了後、301、302号会議室において本特別委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第8、決議案第1号 ジャストミートあたる議員に対する問責決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○6番（庄 巖龍君） ただいま上程されました決議案第1号 ジャストミートあたる議員に対する問責決議について、議案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

決議案第1号 ジャストミートあたる議員に対する問責決議。

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月12日提出、提出者、余市町議会議員、庄巖龍。賛成者、余市町議会議員、土屋美奈子、同じく山本正行、同じく尾森加奈恵、同じく伊藤正明、同じく茅根英昭、同じく寺田進。

余市町議会議長、藤野博三殿。

次のページをお開きください。ジャストミートあたる議員に対する問責決議。

議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表者として議会を構成し、その職務に専念するとともに、町の意味を形成する重要な任務を有し、その身分は町村の特別職の公務員とされ、議員の義務としては「会議に出席する義務」「規律を守る義務」「懲罰に服する義務」を有し、本町議会議規則第101条においても「議員は議会の品位を重んじなければならない」と規定され、余市町政治倫理条例第4条では「町長等及び議員は、町民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」と規定されております。

しかし、ジャストミートあたる議員は、会議や自身が行う動画配信において、不適切発言を繰り返

返すなど「議員としての品位の保持及び秩序維持」に努められておらず誠に遺憾であり、議員としての職責、責任の重さなど認識していないと言わざるを得ない。

よって、余市町議会として、これら責任を真摯に受け止め、議員としての自覚と責任ある行動をするよう猛省を促すものである。

令和6年9月12日、余市郡余市町議会。

以上、決議案第1号について提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、決議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより決議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、決議案第1号 ジャストミートあたる議員に対する問責決議は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委

員会の委員長から報告がありましたように、日程第9、意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書、日程第10、意見案第2号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）に対する支援強化を求める要望意見書、日程第11、意見案第3号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める要望意見書、以上の3件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第9ないし日程第11を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第3号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）に対する支援強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第12、意見案第4号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することにご賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第4号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第13、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣することに決しました。

○議長(藤野博三君) 日程第14、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長(藤野博三君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和6年余市町議会第3回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時19分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤 野 博 三

余市町議会議員 15番 白 川 栄美子

余市町議会議員 16番 寺 田 進

余市町議会議員 1番 山 本 正 行